

## 第7章『継ぐ覚悟を、保証で潰さないために』

大阪府事業承継・引継ぎ支援センター  
統括責任者 兼田 亜貴



中小企業の事業承継を語る時、長年にわたり立ちただかってきた壁があります。それが「経営者保証」です。

「後継者の奥さんに反対されて事業承継が叶いませんでした」。そう肩を落としたのは、80歳手前の社長。金融機関からは「今後どうされますか」と心配され、ようやく従業員の中から後継候補が現れた矢先の出来事でした。

社長は「経営者になるなら、いざというときは自分が責任を持つ覚悟が欲しかった」と本音を漏らしますが、候補者側からすれば、個人が負う保証の重さはやはり簡単に飲み込めるものではありません。

そこで、静かに注目を集めているのが2026年5月施行の「事業性融資の推進等に関する法律」で創設された「企業価値担保権」という仕組みです。従来のように

不動産担保や個人保証に頼るのではなく、企業そのものが持つ価値を担保に金融支援を行う仕組み。これが事業承継の現場に新しい風を吹き込もうとしています。

ポイントは大きく三つあります。第一に、経営者保証を原則求めない融資が可能になること。後継者にとって心理的ハードルが大きく下がり、「継ぐ」という意思決定がしやすくなります。第二に、将来のキャッシュフローを重視する金融支援が行われること。過去の実績だけでなく「これから稼ぐ力」を評価する姿勢は、成長や再生を伴う事業承継・M&Aと非常に相性が良いです。第三に、のれんや無形資産を含めた企業価値を担保評価の対象とすること。中小企業の実態に即した、より現実的な金融のあり方と言えます。

企業価値担保権は、単なる新しい融資スキームではありません。金融の姿勢そのものを変えうる可能性を秘めています。

「後継者がいない」「保証が重い」——そんな理由で未来が閉ざされる企業を一社でも減らすために、金融の側からも、事業承継の風景を変える挑戦が始まっています。

